

議

平成30年12月25日

議会議員様

議会議長 熊谷 義文

本谷園原財産区への回答書について

標記の件につきまして、昨日回答書（案）を送付いたしましたが、その後において財産区と打ち合わせを行い、別紙のように修正をいたしましたの再度ご確認下さい。

なお、ご意見等ある場合は12月26日（水）午前中までに議会事務局へお願いします。

⑤議長、委員長、議員を問わず、個人が収集した情報を確認調査せず、議会として当事者と懇談の場を積極的に開催し、正確な情報の基に協議することが大事と考える。当事者抜きや契約、会議録の公正な取り扱いに議会が欠けていることに危惧を覚えます。

今回の一連の流れの中で、村の説明や個人が収集した情報を、そのまま鵜呑みにすることなく、確認調査の必要性があったと痛感しています。当事者との懇談、契約内容や会議録の精査も同時に行っていくことの大切さを学びました。

#### ○議会だより掲載内容

平成29年9月の東情に基づく、平成30年2月20日付け「阿智村議会からの報告」の文書の中で、「平成9年7月18日の覚書による地域振興補助金について」の議会の回答に誤りがありましたので、再度説明させていただきます。報告の文書の中で「村は、地元に対して事務手続きの改善をお願いしている」との記述をし、手続きに疑問があるような表現をしてしまいました。この点についての正しい見解は以下のとおりです。

今回、村が地元に対して提案した事務手続きの改善の主な理由は

- 1) 県からの指導があった。
- 2) 監査員からの指摘があった。
- 3) 村民から「税金逃れではないか」との声がある。

というものでした。しかし、これらの内容について議会として再調査した結果

- ①
- 1) については、指導はなかった。
  - 2) については、議会監査員は経過を調査せずに指摘し、また正式ではなかった。
  - 3) については、声はなかった。

と、提案理由にはいずれも根拠がないことが判明しました。この地域振興補助金交付は、覚書を締結以来、地元は村から提示された方法により、それに従って行

② っているものです。よって

「平成9年に取りかわされた覚書によって、ヘブンスそのはらから支払われている土地賃借料は、土地名義人である村に一旦入るが、昭和9年の部落有財産統一整理協定書により、実質の収益権を持つ本谷・園原財産区へ村から改めて地域振興補助金として支払われていることは、明らかに正当なものであります」

したがって、脱税行為等の不正な行為を、財産区が村を通して行っているものでは決してありません。

ここに「阿智村議会からの報告」掲載に誤りがあり、関係者の皆様にご心労とご迷惑をお掛けしたことを陳謝するとともに、村民の皆さまに改めて詳細説明をさせていただきました。